

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人関東学生陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）定款第37条の規定に基づき設置される委員会の構成および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置する委員会)

第2条 この法人に、次の各号の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 強化委員会
- (4) 箱根駅伝対策委員会
- (5) 競技審判委員会
- (6) 医事委員会
- (7) 法制委員会
- (8) 倫理委員会

(所管事項)

第3条 前条各号の委員会の所管事項は、次の各号に規定する事項とする。なお、他の委員会と所管事項が相互に関連する場合には、適宜意見交換を図り、必要に応じ共同で検討するものとする。

(1) 総務委員会

- ①この法人の登録・入会に関する事項
- ②主催競技会における運営役員に関する事項
- ③主要な会議の準備・運営に関する事項
- ④表彰に関する事項
- ⑤広報に関する事項（箱根駅伝対策委員会の所管事項を除く）
- ⑥前各号のほか、この法人の事業遂行の庶務全般に関する事項

(2) 財務委員会

- ①定款第40条に規定する収支予算書のとりまとめと会長および副会長への報告に関する事項
- ②定款第41条第1項第3号乃至第5号に規定する貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびにこれらの附属明細書のとりまとめと会長および副会長への報告に関する事項
- ③各主催競技会の予算および収支に関する事項
- ④前各号のほか、この法人の財務に関する事項

(3) 強化委員会

- ①本連盟登録競技者の競技力向上に関する事項
- ②本連盟の社員である加盟校の指導者育成に関する事項
- ③主催競技会ならびにその開催方法、参加資格等に関する事項（箱根駅伝対策委員会の所管事項を除く。）
- ④陸上競技の普及・振興に関する事項（同上）
- ⑤前各号のほか、本連盟登録競技者およびその指導者に関する事項

(4) 箱根駅伝対策委員会

- ①東京箱根間往復大学駅伝競走の本選および予選会（以下併せて「箱根駅伝」という。）の開催方法、参加資格等に関する事項
- ②箱根駅伝の広報・普及・振興に関する事項
- ③前各号のほか、箱根駅伝に関する事項

(5) 競技審判委員会

- ①主催競技会の競技運営に関する事項
- ②学生審判員の養成および研修に関する事項

(6) 医事委員会

- ①主催競技会の医事活動に関する事項
- ②主催および関係する競技会におけるドーピング検査に関する事項
- ③本連盟登録競技者および指導者に対する外傷・障害予防およびアンチ・ドーピングの教育啓発活動に関する事項

(7) 法制委員会

- ①本連盟の運営および事業の法令遵守、ガバナンスおよび法務戦略に関する事項
- ②本連盟の内部規程の制定、変更および運用に関する事項
- ③本連盟が締結する契約に関する事項

(8) 倫理委員会

- ①本連盟の登録者およびその指導者等ならびにその所属大学等に対する処分について、諮問に応じて答申し、または自ら必要と判断して提議すること
- ②前項の答申または提議のために必要な事実調査

(委員長および委員の選解任)

第4条 委員会の委員長および委員は、理事会が選任および解任をする。

- 2 各委員会の委員は、当該委員会の委員長または委員長候補者が理事会に推薦をすることができるものとし、推薦をする委員長または委員長候補者は、その構成および人選の理由を説明しなければならない。
- 3 委員長は、必要と認めたときは前項の推薦に際して委員の中から副委員長を推薦することができ、その場合、理事会は第1項と併せて審議し選任する。

(委員の任期)

第5条 委員（委員長および副委員長を含む。）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の任期の満了する時までとする。

(委員長および副委員長の任務)

第6条 委員長は、それぞれの委員会の議長となり、その会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 各委員会の会議は、必要に応じ委員長が随時招集し、委員は委員長に対して会議の招集を求めることができるものとする。

- 2 各委員会の議事のうち、理事会への提案事項その他当該委員会において決定すべき事項を決議する場合には、出席した委員の過半数をもって決定する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、委員の総数の3分の2以上の委員から書面または電磁的方法により同意を得ることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合、委員長はその結果をすべての委員に報告しなければならない。
- 4 委員長は、本連盟の業務執行理事その他の適当と認める者に対して、オブザーバーとして各委員会の会議への出席を求め、資料の提出、意見の聴取、説明その他の必要な協力を求めることができる。なお、オブザーバーとして出席した者は、第2項の決議における議決権を有しないものとする。

(部会等)

第8条 委員会は、必要に応じて、それぞれの委員会内に、当該委員会の所管事項のうち一部の事項を審議する部会、プロジェクトチーム等を設置することができる。

- 2 前項の場合、委員長は、設置した部会、プロジェクトチーム等の所管事項および構成を、理事会に報告しなければならない。

(規程の変更)

第9条 本規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

この規程は、2025年4月8日より施行する。(同日理事会決議)